

議事日程(第7号)

平成28年3月18日 午後1時30分開議

- 日程第1 議会活性化調査特別委員会報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正」
- 日程第4 議案第1号 業務用パソコンの取得について
- 日程第5 議案第2号 庄内庁舎備品の取得について
- 日程第6 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第7 議案第4号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第8 議案第5号 由布市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第10 議案第7号 由布市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第9号 由布市由布川地域交流センター条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 由布市老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第14 議案第11号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について

- 日程第23 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第22号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第23号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第24号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第25号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第26号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第27号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第28号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第29号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第30号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第31号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第32号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第33号 西石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第34号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第35号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第38号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第41号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第42号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第43号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第44号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第45号 市道路線（中学校北3号線）の認定について
- 日程第49 議案第46号 市道路線（荒木代線）の認定について
- 日程第50 議案第47号 市道路線（前無田線）の認定について
- 日程第51 議案第48号 市道路線（宮尻線）の認定について
- 日程第52 議案第49号 市道路線（小野屋瀬口線）の認定について
- 日程第53 議案第50号 市道路線（小野屋畑田線）の認定について
- 日程第54 議案第51号 市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止について

- 日程第55 議案第52号 連携協約の協議について
- 日程第56 議案第53号 由布市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第57 議案第60号 平成28年度由布市一般会計予算
- 日程第58 議案第61号 平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第59 議案第62号 平成28年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第60 議案第63号 平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第61 議案第64号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第62 議案第65号 平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第63 議案第66号 平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第64 議案第67号 平成28年度由布市水道事業会計予算
- 追加日程
- 日程第1 議案第79号 副市長の選任について
- 日程第2 議案第80号 監査委員の選任について
- 日程第3 議案第81号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第5 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議会活性化調査特別委員会報告
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正」
- 日程第4 議案第1号 業務用パソコンの取得について
- 日程第5 議案第2号 庄内庁舎備品の取得について
- 日程第6 議案第3号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第7 議案第4号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第8 議案第5号 由布市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第9 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第10 議案第7号 由布市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第8号 由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

て

- 日程第12 議案第9号 由布市由布川地域交流センター条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 由布市老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第14 議案第11号 由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第15 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第13号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第14号 由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第15号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 中依地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第22号 佐土原地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第23号 山崎地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第24号 平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第25号 鮎川地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第26号 上津々良地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第27号 小平地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第28号 水地地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第29号 中島地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第30号 槐木地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第31号 東石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第32号 石光地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第33号 西石松地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第34号 塚原地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第35号 並柳地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 若杉地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 荒木地区自治公民館の指定管理者の指定について

- 日程第41 議案第38号 畑地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第39号 内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第40号 由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第41号 由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第42号 由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第43号 由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第44号 由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第45号 市道路線（中学校北3号線）の認定について
- 日程第49 議案第46号 市道路線（荒木代線）の認定について
- 日程第50 議案第47号 市道路線（前無田線）の認定について
- 日程第51 議案第48号 市道路線（宮尻線）の認定について
- 日程第52 議案第49号 市道路線（小野屋瀬口線）の認定について
- 日程第53 議案第50号 市道路線（小野屋畑田線）の認定について
- 日程第54 議案第51号 市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止について
- 日程第55 議案第52号 連携協約の協議について
- 日程第56 議案第53号 由布市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第57 議案第60号 平成28年度由布市一般会計予算
- 日程第58 議案第61号 平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第59 議案第62号 平成28年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第60 議案第63号 平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第61 議案第64号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第62 議案第65号 平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第63 議案第66号 平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第64 議案第67号 平成28年度由布市水道事業会計予算
- 追加日程
- 日程第1 議案第79号 副市長の選任について
- 日程第2 議案第80号 監査委員の選任について
- 日程第3 議案第81号 由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第4 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第5 議員派遣の件について

出席議員（19名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 小林華弥子君	10番 佐藤 郁夫君
11番 瀧野けさ子君	12番 太田 正美君
13番 佐藤 人已君	14番 田中真理子君
15番 利光 直人君	16番 工藤 安雄君
17番 生野 征平君	18番 新井 一徳君
19番 溝口 泰章君	

欠席議員（なし）

欠 員（3名）

事務局出席職員職氏名

局長 溝口 隆信君	書記 馬見塚量治君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	島津 義信君
教育長 ……………	加藤 淳一君	総務部長 ……………	梅尾 英俊君
総務課長 ……………	衛藤 公治君	財政課長 ……………	御手洗祐次君
総合政策課長 ……………	奈須 千明君	人事職員課長 ……………	田中 稔哉君
監査・選管事務局長 ……	松田 伸夫君	会計管理者 ……………	友永 善晴君
産業建設部長 ……………	生野 重雄君	健康福祉事務所長 ……	河野 尚登君
環境商工観光部長 ……	佐藤 眞二君	挾間振興局長 ……………	平松 康典君
庄内振興局長 ……………	一法師恵樹君	湯布院振興局長 ……	小野 啓典君
教育次長 ……………	森山 金次君	消防長 ……………	大久保 篤君

午後 1 時 30 分開議

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、こんにちは。

今期定例会も、本日が最終日でございます。

議員及び執行部各位には連日の委員会審査、また、現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は 19 人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。本日の議事日程はお手元に配付の議事日程（第 7 号）により行います。

○議長（溝口 泰章君） それでは、日程第 1、議会活性化調査、特別委員会の報告を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長、利光直人君。

○議会活性化調査特別委員長（利光 直人君） それでは、議会活性化調査特別委員会委員長の利光でございます。

政治倫理についての委員会の報告をしたいと思います。

本委員会に依頼のあった政治倫理条例の件について、調査の結果、下記のとおり、取りまとめをしたので報告します。

日時、平成 27 年 1 月 14 日から 2 月の 18 日まででございます。調査まとめをいたしました。場所は、挟間庁舎の会議室。出席者は手元にご覧のとおりでございます。

調査結果を御報告いたします。

平成 27 年第 4 会定例会に提出された陳情受理番号 5、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情については、総務常任委員会に付託され継続審議となりました。総務常任委員会から、特別委員会に調査の旨の依頼があり、当委員会として調査をすることになりました。

当委員会としては、総務課法規担当者から、政治倫理条例や職員倫理条例そのものの意義の説明を受けるとともに、県内の政治倫理条例の制定状況等の資料を取り寄せるなどして、委員で議論を重ねてきました。

これから下の政治倫理とはと書いてありますので、後ほど、御一読願いたいと思います。

裏面の下をご覧ください。

委員会の結果を申し上げます。

以上の議論の結果、由布市議会においては議会の最高規範である由布市議会基本条例に議員の政治倫理をうたった第 18 条の規定があることから、まずは、この条文に規定されているとおり、不断の努力をもって議会全体の政治倫理向上に努めることを目指すべきであり、現段階では特別

に政治倫理条例を制定するまでにはならないのではないかという結論となったところでございます。

なお、今後の研究課題として、議会基本条例の全体的に見直す必要が出てきた際には、第18条の充実強化も視野に入れて検討されるべきとの意見がありました。

以上をもって、当委員会の調査報告を終わりたいと思います。

○議長（溝口 泰章君） 議会活性化調査特別委員会の報告が終わりました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、請願陳情についてを議題とします。

今期定例会に付託いたしました陳情2件及び継続審査となっていました請願3件、陳情1件について、常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 改めまして、おはようございます。お昼でございます。いつも10時開催と思っております。

それでは、総務常任委員会委員長、廣末英徳です。

請願・陳情審査報告書。

本委員会に付託の請願・陳情は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条1項の規定により報告をいたします。

日時、平成28年3月14日、審査まとめ、庄内庁舎、出席者、記載のとおりです。書記は議会事務局です。

請願につきまして、受理番号13番、受理年月日、平成27年8月25日、件名、JR庄内中央駅（仮称）の施設について継続分をお送りします。委員会の意見、平成27年第4回定例会において、継続審査となっていたものです。委員からさらに経過を見守りたいとの意見が出されました。慎重に審査した結果、継続審査すべきと決定をいたしました。

陳情受理番号5、受理年月日、平成27年11月26日、政治倫理条例職員倫理条例の制定を求める陳情継続分でございます。

委員会の意見、平成27年第4回定例会において継続審査となっていたものです。なお、同趣旨の陳情は平成20年8月に提出され、平成20年第4回定例会において、趣旨採択とされています。議員の政治倫理については、これまでも、議会活性化調査特別委員会で議会基本条例を策定する際に議論審議されてきたこともあり、今回の陳情を受けて、当委員会より議会活性化調査特別委員会に調査を依頼いたしました。

議会活性化委員会からは、政治倫理条例や議員条例のそのものの意義や制定の必要性等について詳細な調査報告書は提出されました。これをもとに当委員会として審議した結果、議会活性化

調査特別委員会の現段階では特別に政治倫理条例を制定するまでにはないとの結論を尊重し、政治倫理条例の制定については、現段階では必要ではないとの意見にまとまりました。

また、職員の倫理条例についても地方公務員法での定めがあることから、制定の必要はないのではないかと意見も出されました。

受理番号1……。 (発言する者あり) ここまでいいですか。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきと決定をいたしました。

以上です。

次に移らせていただきます。

受理番号1、受理年月日、平成28年2月9日。

私たちは塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画に、ついて市に対して由布市環境基本条例によって手続を行うことを求めます。また、私たちは市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

委員会の意見、塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画において、由布市環境基本条例によって手続を行うことと、土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものです。委員会の審査では陳情者に出席を求めて意見聴取を行いました。委員から、さらに審査を要するとの意見が出されました。慎重に審査した結果、継続審査すべきと決定をいたしました。

続きまして、受理番号2、受理年月日、平成28年2月9日。

件名、由布市消防救急体制の充実強化に関する陳情書。委員会の意見。平成27年12月に発生した救急搬送事案に関して、現行の救急体制等の改正を求めるものです。委員会の審査では、陳情者に出席を求めて、意見聴取を行うとともに消防本部からの説明を受けました。

陳情者は消防本部とのやりとりの中で、職員の対応に緊張感の足りなさを感じたことや、救急体制については、あらゆることを想定し、広く事例を研修して体制の充実強化に取り組んでほしいとのことでありました。

委員会の審査では1点目の処分については、口頭による厳重な注意を行ったことから、当委員会では処分は求めないものといたしました。しかしながら、救急車がすぐに到着できなかったことを知らせなかったことなど、対応に不十分なところがあり、当事者に迷惑をかけたことについては消防本部も瑕疵を認めています。

消防本部から当時者へのお詫びに出向くことであるとの意見が出ました。また、2点目の救急体制の充実化については、ハード・ソフトの面の充実強化に努めたいということであるので、体制の整備についてのみ趣旨採択すべきとの意見が出されました。慎重に審査した結果、賛成多数で趣旨採択すべきと決定しました。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） では、産業建設常任委員長、甲斐でございます。

請願審査報告書について。本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告します。日時は、平成28年3月7日、14日、17日、3日間で行いました。請願審査現地調査まとめを行いました。場所は、挾間庁舎全員協議会室、庄内庁舎3階会議室6。湯布院庁舎2階、会議室3、現地、請願箇所。出席者は常任委員会の6名でございます。書記は議会事務局で行いました。

請願、受理番号19、受理年月日平成27年11月24日。庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方について。

委員会の意見。本請願は、庄内町葛原地区の庄内簡水区域への編入、拡大の計画変更と簡易水道の設置を求めるもの。当請願は前期定例会において、下記の2点の理由により継続審査としてきた。

1点目。同地区が設置する組合簡水の水質についてさまざまな意見があり、飲料水として適した水質であるかの確認を行う必要があること。

2点目。同一地区、隣地にて、給水方法が異なってくることが懸念されること。

再度、請願者に委員会への出席を求め、上記の2点について確認を行いました。

当該地区の組合が設置する簡水については、昨年2月に組合が水質検査を行い、水質基準に適合していることが確認できたが、請願者からは農繁期や夏場の大雨で水が濁ることが多く、健康問題が危惧されるとの説明を受けました。

また、由布市簡易水道事業給水条例施行規則では、3戸以上の申し込みの場合、配水管を付設する事業費は市の負担としている。請願者の願意である安全な飲料水の確保については、理解できるものであるが、水質が危惧される農繁期や夏場の大雨の際の水質検査結果は得られていない。しかし、3戸の方（給水区域内）からの給水を希望する請願であることから、水質が危惧される時期の水質検査を市で行い、その結果、水質基準に不適合となった場合は市の簡易水道からの配水を検討する必要があると判断いたしました。

今後の検査結果及び検討結果により市の簡易水道を付設することになった場合において、同一地区、隣地にて給水方法が異なってくことは委員会としても懸念される。地域内の安全な水の確保の観点からも自治委員等を中心としながら、給水方法や組合が設置する簡易水道の管理、運営については十分に協議していただきたい旨をつけました。

慎重審査の結果、賛成多数で趣旨採択すべきと決定いたしました。

次に、受理番号23、受理年月日、平成27年12月10日、件名、湯布院メガソーラー合同

会社による旧リック・スプリングバレーにおけるメガソーラーを建設計画について。

委員会の意見。本請願は市に対し抑制地域でのメガソーラー設置を認めないという強い姿勢と湯布院メガソーラー合同会社による旧リック・スプリングバレーにおけるメガソーラー建設計画中止のためのさらなる力添えを求めるもの。

前期定例会において、業者から市への行為はなされていないことから、今後の推移を見守る必要があるとして継続審査としてきた次第であります。

今期定例会中に市長は抑制区域の今後の対応として条例が定める抑制区域を守るために最善を尽くしたいと、強い姿勢を示しました。また、市では、自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を制定し、当請願の箇所を抑制区域と定めております。

このことから、抑制区域における当該条例に規定する適用を受ける事業については、市が事業者に対し、事業を行わないように協力を求めることは当然であり、あわせて、市、事業者、市民の責務についても本条例に規定されております。

請願の願意を理解し慎重審査の結果、全員一致で採択すべきと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、継続審査となっていました請願受理番号13、JR庄内中央駅（仮称）の設置方については引き続き継続審査です。

次に、継続審査となっていました請願受理番号19、庄内町高岡葛原地区に市営簡易水道の設置方についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

この請願に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、受理番号19の請願は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

次に、継続審査となっていました請願受理番号23、湯布院メガソーラー合同会社による旧リック・スプリングヴァレーにおけるメガソーラー建設計画についてを議題として質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、受理番号23の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、継続審査となっていました陳情受理番号5、政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情についてを議題として質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。この陳情は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（溝口 泰章君） 起立少数です。

よって、受理番号5の陳情は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情受理番号1、1、私たちは塚原共進会跡地での太陽光発電施設設置事業計画について、市に対して由布市環境基本条例によって手続を行うことを求めます。

2、また、私たちは市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます、については継続審査です。

次に、陳情受理番号2、由布市消防救急体制の充実強化に関する陳情書を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、受理番号2の陳情は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについてから、日程第64、議案第67号、平成28年度由布市水道事業会計予算までの62件を一括議題とします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長にそれぞれの議案審査にかかる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 総務常任委員会委員長の廣末英徳です。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則110条の規定により報告いたします。

日時、平成28年3月14日、議案審査まとめ。場所は庄内庁舎です。

出席者は記載のとおりでございます。担当課も記載のとおりでございます。書記は議会事務局。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

経過及び理由。番号の利用等に関し、地方税法施行規則等の改正が行われたことによるもので、平成27年第1回臨時議会において専決処分を承認したものの一部改正で平成27年12月25日付で専決処分が行われたものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきと決定をいたしました。

議案第1号業務用パソコン取得について経過及び理由。

平成27年12月16日に指名競争入札を執行した結果、大分交通株式会社が落札し、12月21日付で仮契約を締結したところです。

由布市市有財産条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

委員から仕様書にUSBメモリが150個あることから紛失や情報流出対策について厳重な管理を求める意見がありました。慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第2号庄内庁舎備品の取得について経過及び理由。

平成28年1月28日に、指名競争入札を執行した結果、株式会社菅田新光堂湯布院支店が落札し、2月2日付で仮契約を締結したことから、由布市市有財産条例2条の規定により議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第3号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画について経過及び理由。

現行の辺地総合整備計画は平成27年度をもって計画の期間が終了することから、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間として辺地地区12地区の公共的施設の整備計画を定めるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

続きまして、議案第4号由布市過疎地域自立促進計画について、過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、引き続き過疎地域とみなされることとなることから、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間として生産基盤の生活環境の整備などを総合かつ計画的に実施するために策定されるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第5号由布市行政不服審査会条例の制定についてです。経過及び理由。

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求の裁決に当たり、有識者からなる第三者機関に諮問しなければならないこととされたことから、行政不服審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めたものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について経過及び理由。

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の整備をするもので、由布市情報公開条例ほか4つの条例改正を行うものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第7号由布市職員の退職管理に関する条例の制定について経過及び理由。

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるものです。退職後2年間に契約事務等で、退職5年間の職に関する働きかけの規制や、再就職の届出を規定するものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第9号由布市由布川地域交流センター条例の制定について経過及び理由。

地域住民の交流の場として、地域コミュニティの活性化、安全安心まちづくりの実現と地域力の再生を目指して設置される、由布川地域交流センターの管理・運営のために必要な事項を定めるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第12号由布市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について経過及び理由。

行政不服審査委員会の新設に伴い新たに委員報酬を定めると、学校保健安全法施行規則の改正に伴い、健康診断等の項目が追加されたことなどから、学校医等の報酬を見直すものです。

また、各種委員会においても専門的な見地からの助言や指導を仰ぐため、大学の教授等の学識経験者を委嘱した際に、一般的な大学教授等に支払う謝金相当額に報酬をあわせるため、学識経験者委員の報酬額を別に定めたものです。

委員の意見として、学識経験者の規定・基準が曖昧なことから、大学教授等の学識経験者と一般の識見を有する委員の報酬の支給に混乱が起きないように、今後の条例の運用にあたっては処置する必要があるとの意見がなされました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案13号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について経過および理由。

4月1日に、設置される（仮称）まちづくり観光局の設立に伴い、職員を派遣し、従事させるために必要な事項を定めるものです。委員から設置される組織は、民・官の職員が勤務することから職員の勤務形態の整備を図り、不測の事態を招くことのないように配慮を求める意見がありました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第14号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

について経過及び理由。

厚生年金法等の一部を改正する法律の施行により地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第15号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について経過及び理由。

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じ、行政職給料表及び勤勉手当の支給月数の改正を行うものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定いたしました。

議案第16号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正について。

4月1日から消防団事務が消防本部へ移管することに伴い、由布市消防団の位置を変更するものです。委員会において消防団本部を置く市町村においては、消防団は消防長または消防所長の所轄の下に行動するものと消防組織法の規定がされているとの説明を受けました。

また、方面隊の事務については、従来どおり各振興局で行うとのことです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第17号由布市税条例の一部改正について。

地方税法の一部改正等に伴い、市税徴収に係る猶予制度見直しが行われることから所要の改定を行うものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

議案第18号由布市税特別処置条例の一部改正について経過及び理由。

地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税等について税率の特例を定める等の改正を行うものです。

議案第20号由布市火災予防条例の一部改正について。

○議長（溝口 泰章君） 委員長、18号の審査の結果を言ってないです。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） 18号、慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

申しわけありません。20号に入らせていただきます。

議案20号由布市火災予防条例の一部改正について経過及び理由。

対象火器省令の一部改正に伴い必要な改正を行うものです。その一例としては、ガスコンコにある魚焼き器に下からも火が出るタイプのガスグリドル付コンコと書いております。新たに追加されることなどによるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

次に議案第52号です。連携協約の協議について経過及び理由。

由布市と大分市を結ぶ、大分都市広域圏の7市1町、括弧の中を読みます。由布市はもちろんのこと、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、日出町、以上、7市1町で、大分都市広域圏の形成を目指し、大分都市広域圏推進会議が設置され、この大分都市広域圏形成のため、大分市との連携協約の協議を行うにあたり、議会の議決を求めるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定をいたしました。

最後になりました。議案53号です。由布市と日田市と証明書等の交付に係る事務の委託に関する協議についてです。経過及び理由。

大分広域窓口サービスを7月1日から新たに日田市と総合に行うことについて議会の議決を求めるものです。日田市の加入により、17市町で相互に行われることになりました。

慎重審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきと決定をいたしました。

慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、教育民生常任委員長、瀧野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（瀧野けさ子君） 教育民生常任委員会委員長、瀧野けさ子です。

委員会審査報告させていただきます。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時は、平成28年3月14日、月曜日、28年3月15日、火曜日、場所は湯布院庁舎2階の会議室です。出席者は教育民生常任委員会全員6名でございます。担当課は福祉対策課、教育総務課、社会教育課。書記は議会事務局でございます。

裏面をお開きください。

最初に訂正をお願いいたします。

議案第10号の経過及び理由のところの上から2行目、地元自治区に払い下げ、地元所有と書いておりますけども、地元管理というふうに訂正方よろしくをお願いいたします。

それでは、事件の番号、議案第10号由布市老人福祉施設条例の廃止について経過及び理由。

本議案は、挾間町にある中台老人憩いの家及び茅場老人憩いの家の指定管理期間が本年3月末で満了することに伴い、地元自治区に払い下げ、地元管理とするため、条例を廃止するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第11号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止について経過及び理由。

本議案は昨年10月に小松寮民営化移管法人選定委員会から優先順位に1位に寿永会決定の報告を受け、12月1日に、基本協定書を締結し、平成28年4月1日に民間移譲することが決定したため、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第3条

の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員会では由布市と寿永会双方の引継ぎが十分、話し合いの結果、納得しているか現状把握しました。寿永会からは準備のため、1月から3名が小松寮へ入っております。今週から支援員も加わり、来週からは新規採用職員が全員4月からの引継ぎがスムーズにできるため、小松寮に入ります。保護者会との協定書も12月1日に寿永会が全て了承したとのことでした。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第19号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について経過及び理由。

本条例の改正については、学校統廃合により廃校となる施設の屋内運動場等について、教育委員会が行政財産として引き続き管理している間、廃校前と同様の手続及び使用料により使用の許可を行うものです。

下記に詳しいこと書いてますが、このことは割愛させていただきます。

委員会の意見として、大津留小学校については利用の申し込み窓口は庄内公民館になるが、そのことは現在、利用団体に個別に通知済みと聞いたが、自治委員に通知し、全地域の方の理解を得ることが大切との意見が出されました。湯平小学校の跡地利用については、地域の声をもとに早急に地域のために活用できるよう配慮していただきたいとの意見がありました。

また、廃校利用については地域の福祉向上につながるような活動ができる団体等に貸し出すなど慎重に考えていただきたいとの意見も出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

事件の番号、議案第21号から議案第44号につきましては、同趣旨のため、一括して御報告させていただきます。

経過及び理由。議案第21号中依地区集会所の指定管理者の指定についてから第44号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定については、各施設の指定管理機関が平成28年3月末に終了するのに伴い、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者として指定するために議会の議決を求めるものです。

今議会に提案している24施設につきましては、指定管理者選定委員会の審査を経て、地元自治区が候補者として選定されているところです。

湯布院地域の自治公民館については旧町時代、過去の政策的な判断や防衛交付金など、挟間や庄内にない財政事情もあり、各自治公民館を行政財産として位置づけ、地域の活性化を図ってきたものとの認識でおります。

よって、大きな修繕についても、公費を投入して来ました。これまでの由布市における指定管理者の考え方は、行政財産を直営で管理するよりも指定管理者を指定することで、行政事務の簡

素化や効率化を図ろうとしてきたものであります。

今後は、第3次由布市行財政改革大綱に沿って、おのおの残された指定管理期間内で管理運営に関する評価を十分に行い、行政財産として今後も活用をしていくのか。軌道に乗ったことで、財産処分（払い下げ）をすべきものか。また、目的達成により廃止とすべきものか等を検討し、適正な管理をしていく必要があると思われまます。また、指定管理が行われている行政財産の中には、ここに財産を評価すると老朽化により劣化しているものもあります。

適正な管理をお願いする上で、修繕や改修が必要となります。財産の性質や状況等を勘案して、指定管理者への負担等については過度の負担とならないように、逐次検討していく必要があります。今後、庄内・挾間地域の公民館の状況を考慮しながら、湯布院地域住民の合意形成を図り、方向性を見出していく必要があります。

委員会の意見として、特に石武農民研修センターなどにおいては、老朽化が進んでいます。しかも同一敷地内に同様の施設が2つあり、指定管理者選定委員の審査により指定管理の締結がなされているが、地域の事情等、再度、勘案する必要があるのではないかとの意見が出されました。

また、各施設の指定管理期限が10年間となっているが、年数にこだわらず、順次速やかに評価できるものは地元へ払い下げの方向へ進めていただきたいとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

慎重審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） 産業建設常任委員長、甲斐裕一でございます。

委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので由布市市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は、平成28年3月7日、14日の2日間です。議案審査まとめを行いました。場所は挾間庁舎4階、全員協議会室と湯布院庁舎2階、会議室です。出席者は、常任委員会6名でございます。担当課は商工観光課、建設課、書記は議会事務局です。

事件番号、議案第8号由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について経過及び理由。

本条例は消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるもので、市民の消費生活の安定と向上を図ることを目的としたものでございます。本条例の施行は平成28年4月1日としております。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、事件の番号、議案第45号市道路線（中学校北3号線）、議案第46号市道路線（荒木

台線)、議案第47号市道路線(前無田線)、議案第48号市道路線(宮尻線)、この4路線について認定するものでございます。

経過及び理由。

本4路線の認定については平成27年第3回定例会で、請願採択を行った公衆用道路を市道として管理するものです。

中学校北3号線、市道石武2号線接道部を起点として、市道中学校北2号線に通じる延長170.39メートルの道路。

荒木台線、市道乙丸田中市線接道部を起点として、市道川西岳本線に通じる延長600.3メートルの道路でございます。

前無田線は、市道石武2号線接道部を起点として、市道荒木台線に通じる延長343.9メートルの道路です。

宮尻線は、市道乙丸津江線接道部を起点として、市道六所線に通じる延長312.4メートルの道路。

以上の道路を認定していただくものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第49号市道路線小野屋瀬口線、議案第50号市道路線小野屋畑田線、この2線については、市道の県道移管に伴い、県道を市道として管理するものでございます。

また、議案第51号市道路線天神山猪野中尾線の廃止について。議案第51号の市道路線の廃止については県道移管に伴い、路線を廃止するものでございます。

小野屋瀬口線、県道小野屋停車場線接道部を起点として、県道別府庄内線に通じる延長1,880メートルの県道を新たに市道として管理するもの。

小野屋畑田線、県道小野屋停車場線接道部を起点として、県道、田ノ庄内線に通じる延長2,070.6メートルの県道東長宝西線を新たに市道として管理するものです。

天神山猪野中尾線については、県道東長宝西線接道部を起点として、市道天神山長野線に通じる延長549メートルを県道に移管するため廃止するものでございます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

以上でございます。

慎重なる御審議の上、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(溝口 泰章君) 次に、予算特別委員長、新井一徳君。

○予算特別委員長(新井 一徳君) 予算特別委員会の委員長、新井です。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第

110条の規定により報告します。日時、平成28年2月25日から、記載の7日間です。場所は本議場であります。出席者は、19名全員であります。担当課は全部局、書記は議会事務局です。

まず、議案第60号平成28年度由布市一般会計予算。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は178億7,413万3,000円で、前年度当初予算と比較して0.8%の減です。

減額の主な理由は消防庁舎などの大型公共工事が終了したことや、小松寮の民営化などによるものです。

委員会では、多くの委員からの質疑討論がなされ、予算案全体についての共通認識が得られました。委員会全体の意見として、1つ目は、将来のまちづくりのために重点施策等で、新規事業を積極的に提案しているが、一般財源のみが充てられているようである。このことから国、県等の補助金など、新しい有利な財源を積極的に活用した市政運営を求めます。

2つ目は、TIC事業は市民の関心が高い。プロポーザルによる選定内容や、その後の計画変更については誤解を招いているようなことがあるようなので、広く市民の理解が得られるよう事業の経緯について丁寧な情報発信とその趣旨の周知を求めます。また、運営に関しての不安材料や財政的負担、人事管理などについても慎重な協議を求めます。さらに今後の施設の改修等については、設計者との間に混乱を招くことのないように求めます。

3つ目は、地域観光情報発信業務委託料の大幅な減額については、再考を求めます。

関係団体と協議済みということでありましたが、まだ、不十分な面があるようであることから、再度十分な協議を行うこと。

4つ目は、また予算計上に当たっては、各種団体との協議が不足しているのではないかと。さらに庁内の協議も不足していると感じられることから、各課の連携協議も深めることを強く求めます。

以上、4点について、意見を付します。

結びに、28年度予算の編成方針にあるように少子高齢化、人口減少、社会保障関係経費増大という課題に対する財政運営は厳しいものがあり、今年度から地方交付税の段階的縮減も始まります。かつ、今年度途中で、本庁舎方式に移行することとなります。そうした中、予算編成と同様に重要なことは所管課内部における取り組みはもとより、その枠を超えて横断的な協議を行う執行部組織が要請されると考える時代であります。執行部の柔軟で力強い予算編成と執行を期待いたします。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第61号平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算、審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は50億4,683万1,000円で、前年度当初予算と比較して3.5%の増です。

増額の主なものは、歳入では前期高齢者交付金が、歳出では保険給付費がそれぞれ増額となったことによるものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第62号平成28年度由布市介護保険特別会計予算。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は39億2,659万3,000円で、前年度当初予算と比較して2.7%の減です。介護給付費の減額が主なものです。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

次に議案第63号平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

結果は原案可決すべきと決定しました。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は4億2,897万6,000円で、前年度当初予算と比較して1.3%の増です。歳入では繰入金の増額が主なもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

次に、議案第64号平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は6億7,451万4,000円で前年度当初予算と比較して45.3%の大幅な増となっています。これは、建設改良費の施設整備促進事業費と水道統合事業によるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第65号平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は1億111万5,000円で、前年度当初予算と比較して1.2%の増です。歳入では基金からの繰越金の増額が主なもので、歳出では修繕費の増額が主なものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

次に、議案第66号平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

歳入歳出予算の総額は6,585万6,000円で、前年度当初予算と比較して48.3%の減です。これは公債費の償還が平成27年度で終了したことによるものです。

委員会全体の意見として、健康温泉館は健康づくりの館という位置づけであります。起債の償還が終わったことから会計の方法やリニューアルも含めて、今後の施設のあり方、方向性をしっかりと検討することを求めます。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定しました。

最後に議案第67号平成28年度由布市水道事業会計予算。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

経過及び理由。

業務の予定量を給水戸数9,270戸、年間給水量314万2,650立方メートル。1日平均給水量を8,610立方メートルとするものです。

水道事業収益を5億9,968万7,000円。水道事業費用を6億2,385万5,000円と、資本的収入を1億8,554万6,000円。資本的支出を4億780万9,000円と定めるものです。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億2,226万3,000円は前年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

委員会全体の意見として、1つ目は、抜間を含め、由布市の水源についての早急な方向性の打ち出しを求めます。

2つ目は、水道料金の改定についての市民説明を開催しているが、今後も市民の理解と納得が得られる努力を求めます。

3つ目は、水道料金の未集金解消のため、徹底した対策を求めます。

4つ目は有収率が向上しないことには、収支は改善されないので、一層の有収率の向上対策を求めます。

以上、4点について意見を付します。

慎重審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定しました。

以上で、予算特別委員会に付託されました8議案の報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は14時45分。

午後2時34分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑に関しましては審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度、お願いしておきます。

まず、日程第3、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、承認第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第1号業務用パソコン取得についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号庄内庁舎備品の取得について議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号辺地にかかる公共的施設の総合整備計画についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号由布市過疎地域自立促進計画についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。4番、工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。

反対討論を行います。

この議案は各分野の事業計画の中身については触れませんが、行財政の情報の捉え方、また目指すべき将来像の考え方について、大変不安に思っていることを述べたいと思います。

財政危機と地域衰退を回避するために徹底した行財政改革に踏み出し、そして今後、あらゆる分野において行政依存から脱却した自己決定、自己責任による自立が求められるとしています。無駄を省き、合理的な経営を目指すことは当然であります。地域の疲弊は行政依存が強すぎたからではありません。

むしろ、周辺部に行くほど、政治的・行政的手当てが必要になってくるのは当然であります。国土保全、環境保全というような農業の多面的役割に代表される付加価値、全く利益に結びつかない非効率な行為から価値を生み出しているのが地域に住んでいる人々です。これを、政治的・行政的に保障するのは世界の常識であります。また、連携中枢都市の大分市との広域連携を目指すとしています。人口も財政基盤も大きい都市との連携は大きい都市への集約化が図られていくことになってしまいます。

この問題の根本にある大企業がもうかれれば、そのうち国民にも滴り落ちてくるというトリクルダウンの新自由主義の歴史は三十数年ですが、その行き詰まりは社会的にも明らかとなっています。地方の衰退は、この新自由主義のもと、行財政改革や行動改革、規制緩和によってもたらされたものであります。

人口減少や地域衰退への危機感をあおるのではなく、この国の経済力に見合う富の再分配と労働分配率の向上、大企業、富裕層への適切な課税によって、安心して地域で暮らすことができるようにしていくことが必要であります。

以上、反対討論とします。

○議長（溝口 泰章君） ほかに討論はありませんか。10番、佐藤郁夫君。

○議員（10番 佐藤 郁夫君） それはいいんですけども、今の過疎計画で反対討論ですか。いや、過疎計画でいいです。

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

御案内のように、政府はこれまで、27年までで時限立法を含めて、過疎法も閉じようと。そういう形でありましたけれども、また、新たに国の状況、いろんな地域の状況を鑑みたときに過疎法はやっぱり必要だと。いまだに、やっぱり人口減少等も治まってない。

したがって、この過疎法としては、やはり、これは、今後5年間は絶対必要ですよと。新たに

言わしていただくならば、この過疎法を使えば、交付税の70%の交付税算予もしていただけますし、非常に有利な起債でござまして、こういうことはやっぱり利用すべき、国権の部分は特に。

そういう立場もありますし、それぞれの地域が、いろんなことで今後、脱却をしていくためにも、この過疎法というのは何としてもなくてはならないものだと思いますし、今、言われたようなことは私、少し観点が違うんだらうと思う中で、あえて、この過疎法でそういうことを言っていたくんならば、きちっとしたやっぱり賛成の立場ということも、やっぱり皆さんに披瀝しながら、皆さんの御賛同を得ていかなければならない。そういう立場でありますので、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これで討論を終わります。これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号由布市行政不服審査会条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とし

て質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号由布市職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第8号由布市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号由布市由布川地域交流センター条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号由布市老人福祉施設条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） なしと認めます。これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第11号由布市立小松寮の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第11号を採決します。

本案は由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する特に重要な公の施設であり、その廃止については地方自治法第244条の2第2項の規定により出席議員数の3分の2以上の同意を必要とします。この場合、議長も票決権がありますので、念のため、申し添えます。

ただいまの出席議員数は19人です。その3分の2は13人です。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立者19人であり、所定数以上であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第12号由布市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第13号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第14号由布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第15号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第16号由布市消防団の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。1番、太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 議案第16号の消防団の設置等についての条例の一部改正について質疑させていただきます。

委員会では、かなり審議していただいたと聞いております。

そこで、方面隊の事務については従来どおり各振興局で行うことだというふうな説明を受けたというふうになっておりますけれども、要は今までどおりの訓練、そしてまた有事の際の指揮命令系統及び防災無線の運用等はいままでと変わらないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（溝口 泰章君） 総務常任委員長、廣末君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） お答えいたします。

今、1番、太田委員の質問にお答えしますが、各方面隊、湯布院・庄内・挾間の事務は従来どおり振興局は行くと、そういうようにお伺いしましたし、その中において、新しく消防本部庁舎が、その中に消防団の事務所ができました。それも付け加えて説明がありました。従来と何ら、連絡方法は変わらないと、そのようにお答えをいただきたいと。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） ありがとうございます。では、いままでどおり、防災無線も含めて運用は変わらないということで理解してよろしゅうございますね。

○議長（溝口 泰章君） 総務常任委員長、廣末君。

○総務常任委員長（廣末 英徳君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（溝口 泰章君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第17号由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第18号由布市税特別処置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第19号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第20号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第21号中依地区集会所の指定管理者の指定についてから、日程47、議案第44号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題として質疑を行います。

一括質疑です。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。

これで議案第21号から議案第44号までの質疑を終わります。これより、日程第24、議案第21号中依地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第22号佐土原地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第23号山崎地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしです。これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第27、議案第24号平地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第25号鮎川地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第26号上津々良地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしです。これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第27号小平地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討

論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に日程第31、議案第28号水地地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第29号中島地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第30号槐木地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第31号東石松地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第32号石光地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしです。これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第33号西石松地区集会所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第34号塚原地区自治公民館の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第35号並柳地区自治公民館の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第36号若杉地区自治公民館の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第37号荒木地区自治公民館の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第38号畑地区自治公民館の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第39号内徳野地区自治公民館の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第43、議案第40号由布市石武農民研修センターの指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第44、議案第41号由布市下湯平農民研修センターの指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第45、議案第42号由布市前徳野農業研修所の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第46、議案第43号由布市湯平農業研修所の指定管理者の指定についてを議題と

して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第47、議案第44号由布市奥江地区研修施設の指定管理者の指定についてを議題として討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第48、議案第45号市道路線（中学校北3号線）の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第49、議案第46号市道路線（荒木代線）の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第50、議案第47号市道路線（前無田線）の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第51、議案第48号市道路線（宮尻線）の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程52、議案第49号市道路線（小野屋瀬口線）の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第53号、議案第50号市道路線（小野屋畑田線）の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第54、議案第51号市道路線（天神山猪野中尾線）の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第55、議案第52号連携協約の協議についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第56、議案第53号由布市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議についての認定についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第57、議案第60号平成28年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第58、議案第61号平成28年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第59、議案第62号平成28年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第69、議案第63号平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第61、議案第64号平成28年度由布市簡易水道事業特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第62、議案第65号平成28年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第63、議案第66号平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第64、議案第67号平成28年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後3時30分休憩

.....

午後3時32分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

お諮りします。

本日、市長から、議案3件、各委員会から閉会中の継続審査及び調査申出書が提出されております。

つきましては、この提出案件4件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計5件を日程に追加し、追加日程第1から第5として議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、議案3件、閉会中の継続審査調査申出書及び議員派遣の件についての5件は、追加日程第1から第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議案第79号

追加日程第2. 議案第80号

追加日程第3. 議案第81号

○議長（溝口 泰章君） まず、追加日程第1、議案第79号から追加日程第3、議案第81号までを一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました3件の追加議案につきまして、一括して提案理由の御説明をいたします。

まず、議案第79号副市長の選任についてでございますが、島津義信副市長が任期満了に伴い、平成28年3月31日をもって退任されることから、地方行政に精通し、豊富な行政経験を持たれた前由布市総務部長の相馬尊重氏を副市長に選任することについて地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第80号監査委員の選任については、監査委員である土屋誠司氏が平成28年3月31日をもって退任されることから、新たに大塚裕生氏を委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第81号由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、給与改定による経過措置の見直しに伴い、条例の改正を行うものでございます。

何卒、慎重なる御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました議案について詳細説明を求めます。

議案第81号について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長でございます。御説明いたします。

議案第81号由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成28年3月18日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。

定める条例を掲載しております。

一部改正する内容は附則第3項中の平成30年3月31日を平成28年3月31日に改めることと、附則第7項中の（規則で定める職員を除く）には、の次に、平成28年3月31日までの間を加えることとでございます。なお、施行は交付の日から、にしております。

次ページの新旧対照表をご覧ください。

ただいま説明いたしました改正内容につきまして、現行と改正案を掲載させていただいております。下に線を引いている部分がそれぞれの改正部分でございます。人事院勧告に基づく、給与

制度の総合的見直しにより附則第3項では給与の切りかえに伴う経過措置として現給保障期間を平成30年3月31日までを平成28年3月31日までに短縮するものです。

また、附則第7項では職務の級等の変更に伴う経過措置として変更日において職務級が下がったり、同一号級で下位に変更された場合に支給される者への現給保障を行う経過措置の期限を明確にしたものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。

ただいまの追加議案については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、追加日程第1、議案第79号副市長の選任についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第79号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで相馬尊重君の入場を求めます。

〔相馬尊重君 入場〕

○議長（溝口 泰章君） ただいま、議案第79号副市長の選任については同意することに決定しましたので、お知らせします。

ここで、相馬尊重君より挨拶を受けます。

○（相馬 尊重君） 皆さん、こんにちは。このたびは、副市長の選任について御同意をいただき、まことにありがとうございます。

今、改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

もとより、浅学非才な身ではございますけども、副市長という重責を十分認識をして、これまでの行政経験を生かしてしっかりと首藤市長を支えてまいる覚悟でございます。

議員の皆さんにも、これまで以上の御指導と御鞭撻のほどを心からお願いを申し上げまして、はなはだ措辞ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） ありがとうございます。

次に、追加日程第2、議案第80号監査委員の選任についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第80号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、大塚裕生君の入場を求めます。

〔大塚裕生君 入場〕

○議長（溝口 泰章君） ただいま議案第80号監査委員の選任については同意することに決定しましたので、お知らせします。

ここで、大塚裕生君より挨拶を受けます。

○（大塚裕生君） こんにちは。

庄内町、平石出身の大塚裕生でございます。このたびは、由布市の監査委員という重責に選任をいただき、大変恐縮しているところであります。

私は農業共同組合活動を中心に行ってきましたことから、行政活動には無知であると思っています。

しかしながら、組合活動も行政活動もそのもととなる人々に不平不満を起ささないよう定めを

守り、事務を執行していくことが大事だというふうに思っております。

職の重みを痛感しますとともに、そのもととなる人々に不平不満を起こさせないよう全身全霊で取り組んでまいり所存でございます。よろしくお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） ありがとうございます。

退場して結構です。

〔相馬尊重君、大塚裕生君 退場〕

○議長（溝口 泰章君） 次に、追加日程第3、議案第81号由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第81号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（溝口 泰章君） 次に、追加日程第4、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会活性化調査特別委員会の各委員長から会議規則第111号の規定により、お手元に配付しておりますように、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたします。

した。

追加日程第5. 議員派遣

○議長（溝口 泰章君） 次に、追加日程第5、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166号の規定によりお手元に配付しました内容で議員を派遣することにいたしました
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定
いたしました。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議会をこれで閉じます。

これで、平成28年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時46分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員